

東白川村議会活動情報誌



くらしと議会

■発行 東白川村議会 ■編集 議会報編集委員会 ■住所 岐阜県加茂郡東白川村神土548 ☎0574-78-3111(代) ■URL <http://www.vill.higashishirakawa.lg.jp/> ■E-mail 507gikai@vill.higashishirakawa.lg.jp

平成22年6月22日 新しい体制で第2回定例会を開催

平成二十二年第二回定例会が、去る六月二十日、新しくなった議会体制で開会され、一般質問五人、条例案件四件、一般会計補正予算(補正後の予算総額十八億六千七百三十四万三千円)など七件の議案が上程され、同日すべての議案を可決、承認し閉会しました。

補正予算の主な内容

6月定例会に上程された一般会計補正予算は、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ、四千九百十四万円を追加し、予算総額は、十八億六千七百三十四万三千円となりました。一般会計補正予算の主な内容を紹介します。

- 一般管理費
 - 「総務一般管理費」 百十六万八千円追加
 - 「みづほ保育園運営費」 二百三十四万三千円追加
 - 「臨時保育士賃金、給食委託業務委託料の追加。」
 - 「森林整備地域活動支援交付金事業」 六百六万四千円追加
 - 「境界の明確化事業費の追加。」
 - 「村有林管理費」 七百八十万円追加
 - 「基幹作業道開設補助金の決定に伴う追加。」
 - 地域づくり推進費
 - 「緊急雇用創出事業」 一千六百九十九万円追加
 - 「重点雇用創出事業補助金内示に伴う追加。」
 - 地積調査費
 - 「地積調査事業」 二百五十三万四千円追加
- 「フォレストスタイル事業」 三百十八万七千円追加
 - 「手数料見直しに伴う歳入の減額及び柱材八十本を施主に進呈するサービスマスターの追加。」
 - 児童福祉総務費
 - 「子育て支援事業」 八十万八千円追加
 - 「未就園児等低年齢児を対象とした遊具の設置(保育所を活用した遊び場づくり事業)費用の追加。」
 - 認可保育所費
 - 「みづほ保育園運営費」 二百三十四万三千円追加
 - 「臨時保育士賃金、給食委託業務委託料の追加。」
 - 林業振興費
 - 「森林整備地域活動支援交付金事業」 六百六万四千円追加
 - 「境界の明確化事業費の追加。」
 - 「村有林管理費」 七百八十万円追加
 - 「基幹作業道開設補助金の決定に伴う追加。」
 - 地域づくり推進費
 - 「緊急雇用創出事業」 一千六百九十九万円追加
 - 「重点雇用創出事業補助金内示に伴う追加。」
 - 地積調査費
 - 「地積調査事業」 二百五十三万四千円追加



▲一般質問を行う村雲辰善議員

「フォレストスタイル事業」 三百十八万七千円追加
「手数料見直しに伴う歳入の減額及び柱材八十本を施主に進呈するサービスマスターの追加。」
○児童福祉総務費
「子育て支援事業」 八十万八千円追加
「未就園児等低年齢児を対象とした遊具の設置(保育所を活用した遊び場づくり事業)費用の追加。」
○認可保育所費
「みづほ保育園運営費」 二百三十四万三千円追加
「臨時保育士賃金、給食委託業務委託料の追加。」
○林業振興費
「森林整備地域活動支援交付金事業」 六百六万四千円追加
「境界の明確化事業費の追加。」
「村有林管理費」 七百八十万円追加
「基幹作業道開設補助金の決定に伴う追加。」
○地域づくり推進費
「緊急雇用創出事業」 一千六百九十九万円追加
「重点雇用創出事業補助金内示に伴う追加。」
○地積調査費
「地積調査事業」 二百五十三万四千円追加

総務常任委員会協議会を開催

「地積調査負担金の内示に伴う事業費の追加。」
議会の最終的な意思決定は本会議で行われますが、議会の内部組織として、所管事項別に専門的に詳しく審査する機関として常任委員会が設けられています。東白川村議会では、議員定数が七人と少ないこともあり、常任委員会は、総務常任委員会の一委員会となっております。議員全員が構成メンバーです。



▲6月4日開催の総務常任委員会協議会

去る六月四日、総務常任委員会協議会が開かれました。常任委員会協議会は常任委員会のメンバーで構成する非公式の協議団体です。常任委員会と混同されがちですが、協議会にはなんら法的根拠はありません。議会の閉会中などに行政が、本会議の議案以外の件で議員に周知を

はかるため行うことが多く、今回の協議会のテーマは、平成二十二年度の主要事業進捗状況説明です。
協議会では、行政から係長以上の幹部職員が出席し、午前中産業建設部門について、産業建設課から、午後からは総務民教部門について担当の総務課、村民課、教育委員会、国保診療所のそれぞれの課から説明を受けました。時間の限られた中で協議会でしたが、説明終了後には、質疑応答や村に対する提言などが活発に交わされました。

村には総合計画という村の方向を示す指針が定められています。これは地方自治法で定められたもので、村の総合計画は五年に一度見直しが行われます。
村では、第四次総合計画後期基本計画策定にあたり、村長任期の四年に合わせ、村長の意向を村の政策として実行していくため、また、より政策実行型の計画としていくため、村長の任期ごとに見直しを行うこととしました。また、これまで議会の関わりは、議長

を含め一部の議員が総合計画審議会委員として村長から原案の諮問を受け、答申を行い、最終的に議会で議決を行っていましたが、今回の後期基本計画の策定から原案の諮問の前に、村民の皆さんに行ったアンケートの結果をベースに議員全員から各分野にわたる提言等ができる形となりました。
この検討会は六月十六日からスタートし、二十二日、三十日、七月五日の四回にわたり実施され、さまざま提言がなされました。

第4次総合計画策定を検討

をめぐり一部の議員が総合計画審議会委員として村長から原案の諮問を受け、答申を行い、最終的に議会で議決を行っていましたが、今回の後期基本計画の策定から原案の諮問の前に、村民の皆さんに行ったアンケートの結果をベースに議員全員から各分野にわたる提言等ができる形となりました。
この検討会は六月十六日からスタートし、二十二日、三十日、七月五日の四回にわたり実施され、さまざま提言がなされました。

質問権加一喜議員

・住民説明充実にたいして、地上波デジタル放送の今後について、省エネ推進について

答弁 安江眞一村長

最初に先日行われたCATVアンケートの視聴率について伺います。視聴されていない世帯への広報は、どのようにお考えですか。以前は広報紙がありましたが、現在ありません。紙の広報復活を望む声も聞かれますがどうお考えですか。また、インターネットの活用についてのお考えも伺います。
現在は、CATVによる広報が最も多く、次に自治会配布により予算・決算等の文書や、ふるさとカレンダー、その時々の方針等のお知らせも配布しています。行政として公開できるものは公開し、村のホームページでも公開しています。次に、情報通信機器の維持管理について、情報通信は日進月歩であり、すぐに時代遅れとなる可能性があります。ありますので、修理等は慎重に行うべきと考えています。省エネの推進については、今年から太陽光発電に補助金を出して奨励します。また、小水力発電も研究していますが、二酸化炭素排出削減には、森林の整備が村に一番心ざわしい事業と考えています。また電力の消費削減も、大変大切なことと考え、役場庁舎をはじめ、村の施設全てにおいて、電気の無駄遣いを無くすよう指示しています。
LEDについては、値段が徐々に安くなってきていますが、一度費用対効果を検証し、取り入れる方向で考えていきます。

一般質問

第2回議会定例会で、5人の議員から村政全般についての質問が行われました。

デジタルについて、地上波デジタルの特徴の一つに、携帯電話等でテレビの視聴が可能になるワンセグという仕組みがあります。隣の加子母でも利用が可能ですが、本村では無線配線がされていないため視聴できません。今後、取り入れる予定はありますか。またCATV機器の維持管理は、今後費用が増加することが予想されます。そのための準備について伺います。
最後に、エコ最先端技術の一つLED照明について、今年度、村では、太陽光パネルや小水力発電等の取り組みをされていますが、消費する側の改善も大切です。そこで、導入コストが高いという欠点がありますが、消費電力が少なく、寿命が長く、発熱も少ないLED照明の導入について伺います。

LEDについては、値段が徐々に安くなってきていますが、一度費用対効果を検証し、取り入れる方向で考えていきます。

一般質問は裏面へ続く



質問
・住民から信頼される診療所の運営見直しについて
・東白川村の地域活性化計画について

病院から診療所への移行で、休日等には急患でも受け入れてもらえず高齢者や小さい子供のある家庭では、大変心配されています。現在、対応策として、ホットラインでの相談を行っています。受け入れ先まで早く四、五十分の時間を要します。今後、せめて医師による応急手当が必要だと思えます。診療所として色々な制約があると思えますが、救急患者への対応について村長の考えを伺います。

次に、村では、現在、道の駅等で農産物販売も行っています。今後一層村の特産として、独自の農産物販売強化を図る必要があり。みなで知恵を出し合い、県下に二つしかない村を強調し、東白川のアンテナショップの設置など販売の拡大を図ることで地域活性化につながるものと考えますが、農業を通じて地域活性化について村長の考えを伺います。

答弁
安江眞一 村長
救急患者は受け入れていません。医師二名では、受け入れは困難ですが、医師のいる限り対応します。



質問
・東白川村の地域づくりビジョンについて

村長は、立村当時の人口三千百五十五人を目標に掲げ、限界自治体にさせない村づくりを目標にされ、人口減少の課題に取り組む公約をされました。この課題の多くがこの人口減少の問題と密接な関係があります。この課題に対して、村長の構想を

伺います。また、人口減少の要因は、高齢化や少子化のほか所得の低下や雇用機会の喪失といった経済問題があります。こうした課題を解決し持続可能な地域を目指すには、村の将来像を示した地域づくりビジョンが必要ではないでしょうか。この地

域づくりビジョンを策定する概念が、多くの課題を解決するための出発点となります。持続可能な地域の構築には、長い時間が必要になると思えます。こうした観点から長期的な視野に立った地域づくりビジョンの策定が必要で、そうした用意があるのかを含めて、村長の考えを伺います。

次に、農産物販売による活性化ですが、お茶は、畑が狭く、傾斜畑が多いため栽培面積が縮小しており、面整備が必要で、また、トマトも、農家の高齢化により後継者が少なく、生産量が減少傾向です。野菜の販売については、今後出荷量を拡大し、村の価値を認めてもらえる販売を行うことが大切だと考えます。村では、農地を借りて、農作物を作る人を支援しています。この制度をより進めて、農地を集約し、生産性を高め、活性化したいと考えています。

域づくりビジョンを策定する概念が、多くの課題を解決するための出発点となります。持続可能な地域の構築には、長い時間が必要になると思えます。こうした観点から長期的な視野に立った地域づくりビジョンの策定が必要で、そうした用意があるのかを含めて、村長の考えを伺います。

答弁
安江眞一 村長
昨年立村百二十周年という節目の年でしたが、新たな第一歩を踏み出す

にあたり、立村当時の人口三千五百五十一人を目標に、村を限界自治体にさせないことはもちろん、地産地消を合い言葉に村民が助け合い、明るく仲よく心豊かに暮らせる村を築くことが私の責務と考えます。

一般質問

第2回議会定例会で、5人の議員から村政全般についての質問が行われました。



質問
・休日診療と『安心ホットライン』について

病院から有床診療所へ移行され、今年度三年目となりました。移行に当たっては、夜間、休日の対応、救急指定解除による救急患者の受け入れも無くなり、一般病床も四床となって長期入院ができなくなる等、不安の声が寄せられています。

さまざまな意見がある中、代替休日制となり休日が大幅に増加しています。診療所は年間約

レスタイル事業を中心に木材関連事業の活性化、荒廃農地防除のための農地流動化奨励事業、特産品の生産支援、商工業の支援、医療福祉ゾーンは、療養病床を転換型老人保健施設へ転換しました。人口対策として定住促進住宅建設等、新しい総合計画を樹立し、身の丈に合った事業を着実に推進する四年間にしたいと思えます。そして、将来は、美しく豊かな自然に囲まれ、衣食住はもちろん、エネルギーも地産地消可能な生活環境と自然の生態系と伝統文化をみずから守り、ふるさとの宝に誇りを持つことも、都市部への交通アクセスをより改善することによって、交流人口の増加も図っていきたいと考えています。

二百四十日開業しており、夜間はもちろん、休日対応に対する不安が最大の悩みと伺っています。そこで、一点目として、現在の医療は分業化が進み、検査技師や薬剤師の配置等もありますが、せめて五日間の連休中の休日開業が、医師のローテーションの組み替えで行えないかというのを伺います。次に、夜間対応として、診療所安心ホッ

トラインを設置し、住民の不安解消を図っていますが、その内容について、どのような運用されているかを伺います。

現在、診療所では夜間の心配の軽減のために安心ホットラインによる相談受け付けと、毎日夕診を行っています。

答弁
安江眞一 村長
北川所長は勤続十六年目を迎

え、長期間にわたり通勤されていますので、村に生まれてはどうかと提案していますが、住所の強制はできないのが実情です。また、二年目となる多田医師は、今年で研修義務年限が終わりま

す。長く村にとどまっていたら、過疎地域自立促進特別措置法が六年間延長されました。



質問
・過疎法の改正にともなって

過疎地域自立促進特別措置法が六年間延長されました。過疎債は、財政基盤の弱い過疎の自治体が活性化のための事業を行う際利用できる特別の地方債です。これまで対象事業は、主に生活環境の整備や産業の振興に限定されていましたが新たに過疎債の対象となる事業が増えたという事です。例えばソフト事業で地域医療の確保、医師確保の支援、集落の維持活性化など、今後過疎債を有効に使い、最も重要である第一次産業の振興、住宅、教育、医療等の村の発展に役立たせていかなければならないと考えます。現在、第四次総合計画の後期基本計画を作成中ですので、過疎債をどう生かそうとされているのか、村長の考えを伺います。

けるよう、お願いをしていきたいと考えています。また、看護師も、それぞれ一年間ずつ他の医療機関で研修しています。東白川診療所は貴重な医療機関であり、広く村民の皆様にご利用いただきたいと考えています。ご質問の、休日、連休の対応ですが、研究をさせていただきます。休日に一日開業するということがなると、様々な問題が出てきます。ローテーションの組みかえで行うためには、一年間のうち何日できるか約束できないのが現状です。少しでも村民の不安を取り除きたいのは、同じ気持ちですので、今後も研究をしたいと思います。

弱い地域にとって大切な制度です。具体的内容については、現在策定を進めている第四次総合計画後期基本計画に過疎計画を視野に入れて行っています。ソフト事業についても総合計画策定の課程でしっかりと事業化したいと考えています。

有利な過疎債にも二点注意すべき点があります。交付税措置があるとはいえ、三〇割は純粋な借金です。実質公債費比率に悪影響を与えかねません。もう一点は、昭和四十五年以来、十年間ごとに制定された過疎法ですが、今回は新法ではなく延長であり、期間も六年となりま

す。国レベルでは、新たな過疎地域の活性化方策を構築するねらいがあるようです。

村としても、これからの六年は、過疎地域の活性化だけでなく、新たな視点での村づくりへの大きな転換期に位置づける必要があると感じています。

議員のひとこと

孔子の論語に、「子曰わく、人にして、遠き慮り無ければ、必ず近き憂い有り」という言葉があります。もし遠くまで見通す深い考え方をしていなければ、必ず身近な所で困ったことが起こってしまう。どんな時も深くじっくり先のことを考えましょうという言葉です。この格言を現在の地域づくりの戒めとして賜るなら、将来を予見すべきことを怠り、将来のための行動を起こすべき時に建設的な行動をとらなければ村の将来や住民生活に支障が生じてしまうという事ではないでしょうか？少子高齢化とも

に人口減少が進む村の将来をこのまま待つのではなく、今、村民全体でじっくり深く考えなければならぬ時期に来ていると思えます。

この地域の未来がどうあるべきかを自分達で決めていかなければ、他の人達の影響で決められていきま

す。それは決して良くないことだと気づくべきです。先ずは、私たち自身が東白川村をどんな地域にした

いかをしつかりと考え明確にしなければならぬと考えます。それがビジョンであり、次の行動へと繋がる第一歩として道を開いていこうと思えます。文責・村雲辰善